

<様式>

金融庁総務企画局政策課金融税制室 税制改正要望 意見募集担当 宛

平成23年度税制改正要望に係る御意見

提出者名 (企業・団体の場合は部署名及び担当者名についても記入のこと。)	全国青年税理士連盟 担当 法対策部長 市木雅之
住所 (企業・団体の場合は所在地)	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
電話番号	03-3354-4162
FAX番号	
電子メールアドレス	zensei@khaki.plala.or.jp
職業 (団体においては不要) ※任意	
年齢 (団体においては不要) ※任意	(歳代)

<御意見>

提出者名	全国青年税理士連盟 担当 法対策部長 市木雅之		
題 目	金融所得課税の一体化の考え方には反対		
【御意見の内容】			
1. 御意見の視点 (複数回答可)	《該当する項目の前に「●」を記載してください》		
		経済・市場の活性化	
	●	公平性の確保	
		簡素化	
		国際的な制度との整合性の確保	
		その他 ()	
2. 御意見の種別 (複数回答可)	《該当する項目の前に「●」を記載してください》		
	●	税制措置の新設に係るもの →3. ~9.、11. ~12. に記載	
		既存の税制措置の延長に係るもの →3. ~9.、11. ~12. に記載	
		既存の税制措置の拡充に係るもの →3. ~9.、11. ~12. に記載	
		既存の税制措置の廃止に係るもの →3. ~5.、10. ~12. に記載	
3. 税目 (複数回答可)	《該当する税目の前に「●」を記載してください。「その他」の場合は、具体的な税目を記入してください》		
	【国 税】		【地方税】
	●	所得税	個人住民税
		法人税	法人住民税
		相続税・贈与税	事業税
		登録免許税	不動産取得税
		消費税	固定資産税
		印紙税	事業所税
		その他 ()	その他 ()
	4. 関係法律条項		
5. 御意見の詳細	<p>大綱の「基本的な考え方」で示されている通り、我が国は少子高齢化社会を迎え貯蓄率が顕著な低下傾向を示すようになり、金融資産の有効活用により経済の活力を維持しようとする「貯蓄から投資へ」の構造改革が進められてきた。この「基本的考え方」で「金融商品間の課税の中立性の要請」や「一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から現行の分離課税制度を再構築する」との方向性から導入を検討している金融所得一体化課税制度は、金融所得内での損益通算の範囲を拡大して一定の条件のもとすべての金融所得間の損益通算を可能とした分離課税方式により課税するという考え方である。しかし、個人所得税は、担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としている。分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が軽減され、逆に税負担が本来よりも加重されたりする場合が生じ、総じて高額所得者に有利に作用することとなる。これは、租税法の基本原則である公平性の原則に反している。「貯蓄から投資への誘導」という一時的な政策上の理由により、公平性の原則を犠牲にし、継続的に適用されるべき所得税法の理念を歪ませ、不公平な税制を助長させるような金融所得一体化課税は行うべきではない。</p>		

6. 措置の適用期間	《該当する項目の前に「●」を記載してください。「時限」の場合は、措置を必要とする年数を具体的に記入してください》	
	● 恒久	
	時限	(年)
7. 措置の必要性	《本措置の導入を必要とする理由について、その背景も踏まえ、具体的に記入してください》	
	意見の詳細に記載のとおり。	
8. 措置の有効性	《（１）本措置を導入した場合に期待される効果、（２）本措置が当該効果にどのように寄与するのか（措置と効果との因果関係）、（３）税収減を発生させるとしてもなお本措置の導入が有効である理由、（４）本措置が導入されない場合に発生する影響等について、具体的かつ過去の適用実績等を踏まえ可能な限り定量的に記載してください》	
	意見の詳細に記載のとおり。	
9. 措置の相当性	《補助金の交付や規制緩和等ではなく、税制措置をとることの必要性、適切性について具体的に記載してください》	
	意見の詳細に記載のとおり。	
10. 廃止に係る事項	【（１）廃止すべき理由】 《既存の税制措置を廃止する理由を具体的に記載してください》	
	【（２）廃止により期待される効果】 《既存の税制措置を廃止した場合の効果について具体的に記載してください》	
11. 増減収額等	【（１）増減収額】 《本措置を導入・廃止した場合、増減収となる税額見込みを記載してください（百万円単位）。上段には、現行制度と比較した際の増減収見込額、下段括弧内には本則制度と比較した際の増減収見込額を記載してください。また、初年度の減収見込額と次年度以降（平年度）の減収見込額が異なる場合は両方記載してください》	
	初年度	平年度
	百万円	百万円
	(百万円)	(百万円)
	【（２）計算根拠又は増減収が生じない理由】 《（１）に増減収額を記載された場合は、当該額の算出に係る根拠（算出式・出典資料等）を記載してください。（１）に増減収額を記載していない場合は、増減収額が生じない理由について記載してください》	
12. その他参考となる事項	《（例）本措置の重要性等に係る有識者の論文・提言等》	